

千歳市新学校給食センター整備運営事業

入札説明書	(令和8年3月30日公表)
要求水準書 (令和8年5月12日修正版)	(令和8年5月12日公表)
要求水準書 (案) に関する質問及び意見への回答	(令和8年2月20日公表)
事業契約書 (案) (令和8年5月12日修正版)	(令和8年5月12日公表)

新旧対照表

※誤字脱字の修正等の軽微な変更については本表への記載を省略し、内容に変更が生じた箇所のみを記載しております。

令和8年6月19日

千 歳 市

千歳市新学校給食センター整備運営事業

■入札説明書 新旧対照表

No.	頁	第1	1	(1)	①	ア	項目等	変更前	変更後
1	24	第7	1				表内「その他」	「千歳市工場立地法準則条例」の適用となる。 (緑地を含む25%以上の環境施設の設置を、10%以上に緩和)	工場立地法の適用外であるが、千歳流通業務団地内に建設されることから、周辺環境との調和を図るため、「千歳市工場立地法準則条例」に準じて、緑地を含む環境施設を敷地面積の10%以上確保すること。

千歳市新学校給食センター整備運営事業

■要求水準書(令和8年5月12日修正版) 新旧対照表

No.	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	変更前	変更後
1	15	第1	6	(1)	①				立地条件 表内「その他」	「千歳市工場立地法準則条例」の適用となる。 (緑地を含む25%以上の環境施設の設置を、10%以上に緩和)	工場立地法の適用外であるが、千歳流通業務団地内に建設されることから、周辺環境との調和を図るため、「千歳市工場立地法準則条例」に準じて、緑地を含む環境施設を敷地面積の10%以上確保すること。

千歳市新学校給食センター整備運営事業

■要求水準書(案)に関する質問及び意見への回答(令和8年2月20日公表) 新旧対照表

No.	頁	資料 番号	質問 No.	項目等	変更前	変更後
1	66	添付 資料 6	335	想定献立	<p>一人当たりの量は以下のとおりです。</p> <p>スープ、みそ汁： 小学生 低学年150ml 中学年180ml 高学年210ml 中学生 240ml</p> <p>麺類： 小学生 低学年240ml 中学年300ml 高学年350ml 中学生 <u>390ml</u></p>	<p>一人当たりの量は以下のとおりです。</p> <p>スープ、みそ汁： 小学生 低学年150ml 中学年180ml 高学年210ml 中学生 240ml</p> <p>麺類： 小学生 低学年240ml 中学年300ml 高学年350ml 中学生 <u>360ml</u></p>

千歳市新学校給食センター整備運営事業

■事業契約書(案)(令和8年5月12日修正版)事業契約約款(案)別紙 新旧対照表

No.	別紙 番号	頁	1	①	ア	a)	項目等	変更前	変更後
1	5	58	1	①			工事着工時の改定の考え方	※ 施設整備費は、別紙4表2「ア施設費」のうち「建設工事費」のみとする(ただし、仕器・備品等の調達及び設置費、食器・食缶等の調達費は、物価変動に基づく改定の対象からは除く)	※ 施設整備費は、別紙4表2「ア施設費」のうち「建設工事費」のみとする
2	5	58	1	②			工事着工後(本施設の工事着工日から12か月後の属する月、又は令和11年1月の早い方の月)の改定の考え方	-	②工事着工後(本施設の工事着工日から12か月後の属する月、又は令和11年1月の早い方の月)の改定の考え方 ・工事着工日から12か月後に、物価が著しく変動した場合は、本市及び事業者は建設・工事監理業務のサービス対価の改定について協議を行うことができるものとする。当該協議に基づき、建設・工事監理業務のサービス対価の改定を行う場合は出来形部分を除く施設整備費に対して適用されるものとし、改定方法及び改定の式は、①工事着工日の改定の考え方に準じるものとする。なお、本市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、詳細な改定方法については、本市及び事業者の協議により決定するものとする。
3	5	59	2	③			物価変動による維持管理費及び運営費の改定 <改定の条件>	・維持管理及び運営業務に係るサービスの対価(人件費(社員)以外の人件費を除く)は、毎年6月の「企業向けサービス価格指数:物価指数年報・日本銀行調査統計局」を用い、前回改定年度の前年度(初回改定時に対しては令和7年度)の4～3月の指数の平均値と比較して、 <u>3.0パーセント</u> 以上の差が生じた場合に、次年度分のサービスの対価の改定を行う。 ・維持管理及び運営業務に係るサービスの対価(人件費(社員)以外の人件費)は、毎年10月の「北海道最低賃金:北海道労働局」を用い、前回改定年度の前年(初回改定時に対しては令和7年)の10月の指数と比較して、 <u>3.0パーセント</u> 以上の差が生じた場合に、次年度分のサービスの対価の改定を行う。	・維持管理及び運営業務に係るサービスの対価(人件費(社員)以外の人件費を除く)は、毎年6月の「企業向けサービス価格指数:物価指数年報・日本銀行調査統計局」を用い、前回改定年度の前年度(初回改定時に対しては令和7年度)の4～3月の指数の平均値と比較して、 <u>1.5パーセント</u> 以上の差が生じた場合に、次年度分のサービスの対価の改定を行う。 ・維持管理及び運営業務に係るサービスの対価(人件費(社員)以外の人件費)は、毎年10月の「北海道最低賃金:北海道労働局」を用い、前回改定年度の前年(初回改定時に対しては令和7年)の10月の指数と比較して、 <u>1.5パーセント</u> 以上の差が生じた場合に、次年度分のサービスの対価の改定を行う。